

(様式2)

京丹後市文化芸術振興計画（案）の概要

1 趣旨

平成13年「文化芸術振興基本法」を制定し、平成29年には「文化芸術基本法」に改正され、文化芸術の振興に関する計画を策定することが、自治体の努力義務として規定されました。京丹後市では、平成31年3月に「京丹後市文化芸術振興条例」を制定し、地域社会の形成と継続に大きな役割を果たす文化芸術の力を未来へ発展的につなぎ、文化の薫り高いまちづくりを進めることとなりました。

令和3年10月から、文化芸術振興審議会により「京丹後市文化芸術振興計画」について検討を進め、令和4年9月30日「京丹後市文化芸術振興計画（案）」について答申がありました。

つきましては、「京丹後市文化芸術振興計画（案）」について、市民のみなさんからの意見を募集します。

2 計画期間について

令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間とします。

3 内容について

はじめに

計画作成の背景・目的などについて記述しています。

第1章 将来ビジョン

基本理念、基本目標について記述しています。

基本理念：文化芸術を楽しみ 人が輝く京丹後

～はぐくむ、つなぐ、いかす “日本のふるさと丹後”の文化を次世代へ～

基本目標：「はぐくむ（地育）」「つなぐ（地（知）縁）」「いかす（地活）」を、3つの基本目標に定めます。

第2章 計画策定の概要

計画の位置づけ、計画の期間、対象とする文化芸術の範囲について記述しています。

位置づけ：「第2次京丹後市総合計画」を上位計画とし「京丹後市教育振興計画（令和2年度改定版）」の実施計画の一つとして位置づけます。

計画期間：令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間

対象とする文化芸術の範囲：文化芸術基本法（第8条から第14条まで）に示される範囲とし、自然遺産、観光、福祉、ものづくり産業、まちづくりなどを含めた多様な活動と文化芸術との連携を図ります。

(様式2)

第3章 文化芸術を取り巻く状況

社会の動向、文化芸術の現状、アンケート調査結果、文化芸術の課題について記述しています。

社会の動向、本市の文化芸術の現状、文化芸術に関する市民アンケート調査（抜粋）等から、本市の文化芸術の課題を記載しています。

第4章 基本方針と施策

基本方針、基本施策、数値目標、取組例について記述しています。

基本理念である「文化芸術を楽しみ、人が輝く京丹後」を実現するための6つの基本方針と、基本方針を実現するための基本施策を定め、取組例も示しています。

第5章 推進のために

推進体制、進捗管理について記述しています。

だれもが文化芸術に親しみ、豊かで活力ある生活が送れるよう、市民、団体、行政などが相互に連携し、一体となって文化芸術によるまちづくりに取り組みますとしています。

計画を着実に推進するために、内部評価を毎年実施するとともに、京丹後市文化芸術振興審議会に、計画の進捗状況を報告し、事業効果などについて意見を求め、計画の見直しに反映し、毎年、計画の進捗状況等を確認し、計画の前半期が終了する5年目に計画全体の検証を行い、見直しを図ることとしています。

資料編

文化芸術基本法、京丹後市文化芸術振興条例、第2次京丹後市総合計画（抜粋）、京丹後市教育振興計画（抜粋）、文化芸術に関する市民アンケート調査報告、京丹後市内貸館等施設一覧、京丹後市文化芸術振興審議会委員名簿、京丹後市文化芸術振興審議会の開催及び計画策定の経過を資料として付けています。

4 計画承認の時期について

パブリックコメント、京丹後市文化芸術振興審議会の意見を踏まえ、令和4年12月定例教育委員会へ提出し承認予定。